

福祉事務所

問い合わせ先 健康福祉課 TEL6-0104

生活保護について

病気や突然の事故、あるいは失業などのいろいろな事情で日々の生活に困ったときに、あなたの世帯の生活を助け、少しでも早く自分の力で生活ができるよう援助します。(ただし、生活保護を受けると、いろいろな「義務」や「制約」があります。)

保護の種類

- (1)生活扶助・・・食費、光熱水費、衣料費など日常の暮らしに必要な費用
- (2)教育扶助・・・学用品、給食費、通学費など義務教育に必要な費用
- (3)住宅扶助・・・家賃、家屋補修などの費用
- (4)医療扶助・・・医療費、入院時食事代などの費用
- (5)介護扶助・・・居宅介護、住宅改修、施設介護に要する費用など
- (6)出産扶助・・・出産のための費用
- (7)生業扶助・・・就職支度費、技術修得費、高等学校就学費など
- (8)葬祭扶助・・・葬儀のための費用

児童・母子寡婦福祉について

*母子自立支援員

母子自立支援員が各種相談に応じ、生活支援、就業支援を行います。

*母子自立支援給付金

母子家庭の母が、看護師・保育士などの資格を取得するための費用の一部を支給します。

*助産施設への入所

経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産施設で助産を行います。

*母子生活支援施設への入所

配偶者のいない女子等で、児童の福祉に欠けるところがある場合、保護者及び児童を母子生活支援施設で保護します。

*児童扶養手当

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、18歳未満の児童（18歳に到達する日以後の最初の3月31日までにある児童、重度障害にある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭で、前年の所得が一定額未満の方に手当を支給します。

【手当月額】 ※平成24年度の額（物価指数に応じて毎年改定されます）

児童1人の場合 41,430円 一部支給 41,420～9,780円

児童2人以上の加算額 2人目5,000円 3人目以降1人につき3,000円

【支払時期】 4月・8月・12月